

柱 1 住居・就労の確保等による社会の居場所づくり

現状・課題

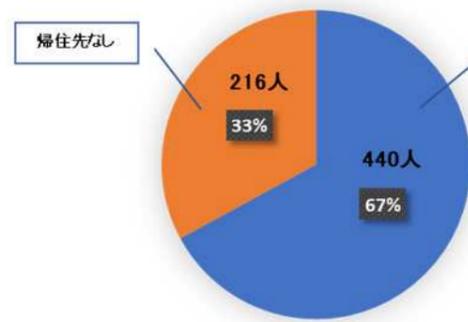
○ 住居については、全国的に、刑事施設を満期で出所した人のうち約4割が適切な帰住先が確保されないまま出所しており、これらの人の再犯に至るまでの期間は、出所後の住居が確保されている人と比較して短いことが明らかとなっています。

また、府内の刑事施設を出所した人のうち、約3割の人が出所時に適切な帰住先を確保できずに出所しています【図1】。

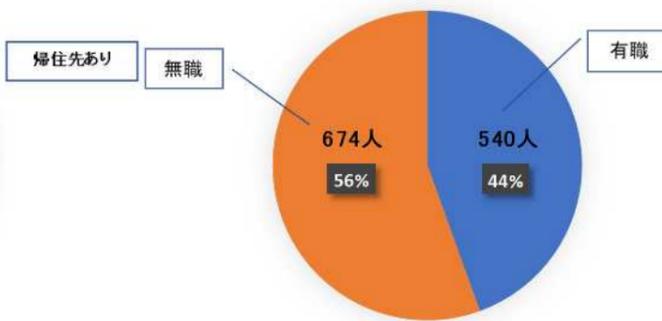
○ 就労については、全国的に、刑事施設に再び入所した人のうち約7割が再犯時に無職であり、仕事に就いていない人の再犯率は、仕事に就いている人と比べて約3倍である等、不安定な就労が再犯リスクに結び付きやすいことが明らかになっています。

また、本市における再犯者（刑法犯検挙者）に占める無職の人の割合は約6割と高い状況にあります【図2】。

【図1】 刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合
(京都府, 平成30年)



【図2】 【刑法犯】再犯者に占める無職の割合
(京都市, 令和元年)



施策の方向性

○ 適切な住居の確保は安定した生活を送るための大前提であること、また、就労は生計を支え、規則正しい生活を促し、社会との関係を保つためにも重要であることから、住居、就労の確保及び定着のための施策を推進します。さらに、社会参加の方法は必ずしも一般就労だけではないことから、高齢や障害など犯罪等をした人の特性に応じて、ボランティア活動など多様な社会の居場所へつなぐ施策も推進します。

【国における主な取組】※詳細は資料3を参照

- 検察庁における福祉的支援が必要な起訴猶予者等に対する支援（入口支援）
- 保護観察所における帰住先確保に向けた取組（生活環境の調整）
- 更生保護施設・自立準備ホームによる一時的な住居の確保
- 刑事施設における特別改善指導（就労支援指導）の実施
- 刑事施設における職業訓練等の実施
- 矯正施設における就労支援スタッフの配置
- 刑事施設におけるハローワーク職員の駐在等
- 法務省におけるコレワークの取組
- 保護観察所における更生保護就労支援事業の実施
- 法務省における協力雇用主に対する支援
- 少年鑑別所における地域援助の実施

具体的な取組施策（※）下線部は重点推進施策

(1) 刑務所出所者等が住居を確保しやすい環境づくりを推進します。

- ① 刑事司法関係機関等との連携による切れ目のない支援の推進
- ② ハンドブック「つなぐつながる」を活用した相談・支援機関につながりやすい環境整備
- ③ 京都市再犯防止推進会議による関係機関との連携強化と再犯防止の取組の着実な推進
- ④ 居住支援法人の開拓等による住宅の確保に配慮を要する人に対する支援の推進
- ⑤ 京都市居住支援協議会（京都市すこやか住宅ネット）による高齢者等が民間賃貸住宅に円滑に入居できる取組の推進
- ⑥ 市営住宅を利用しやすい環境整備
- ⑦ 生活困窮者自立支援制度、生活保護制度等による生活困窮者の住居の確保
- ⑧ 一時的な宿泊場所の提供及び地域における安定した住居の確保
- ⑨ 高齢者・障害のある人等を受け入れる社会福祉施設の整備

(2) 刑務所出所者等が意欲や能力に応じて就労できる環境づくりを推進します。

- ① 刑事司法関係機関等との連携による切れ目のない支援の推進【再掲】
- ② ハンドブック「つなぐつながる」を活用した相談・支援機関につながりやすい環境整備【再掲】
- ③ 京都市再犯防止推進会議による関係機関との連携強化と再犯防止の取組の着実な推進【再掲】
- ④ 京都保護観察所が開催する刑務所出所者等就労支援推進協議会への参画による関係機関との連携強化
- ⑤ 生活困窮者自立支援制度、生活保護制度等による生活困窮者の就労支援
- ⑥ 区役所・支所における福祉・就労支援コーナーの設置による就労支援
- ⑦ 障害福祉サービスの提供等による就労意欲のある障害のある人への支援
- ⑧ 障害者就労支援プロモート事業等による障害のある人を雇用する企業等の開拓・支援
- ⑨ 京都若者サポートステーションにおける若者の就労支援
- ⑩ シルバー人材センターに対する支援等による高齢者の就労支援
- ⑪ 再犯防止・更生支援に関する理解促進に向けた市民・事業者等への啓発【再掲】
- ⑫ 市内企業等に対する広報・啓発による協力雇用主の開拓と地域社会の理解促進

(3) ボランティア活動への積極的な参加等、多様な社会の居場所へつなぐ取組を推進します。

- ① 社会とのつながりを深めるボランティア活動への参加の促進
- ② 高齢者・障害のある人等の参加の促進等、社会における多様な居場所づくりの推進

柱2 ネットワークの充実による保健医療・福祉サービスの利用の促進

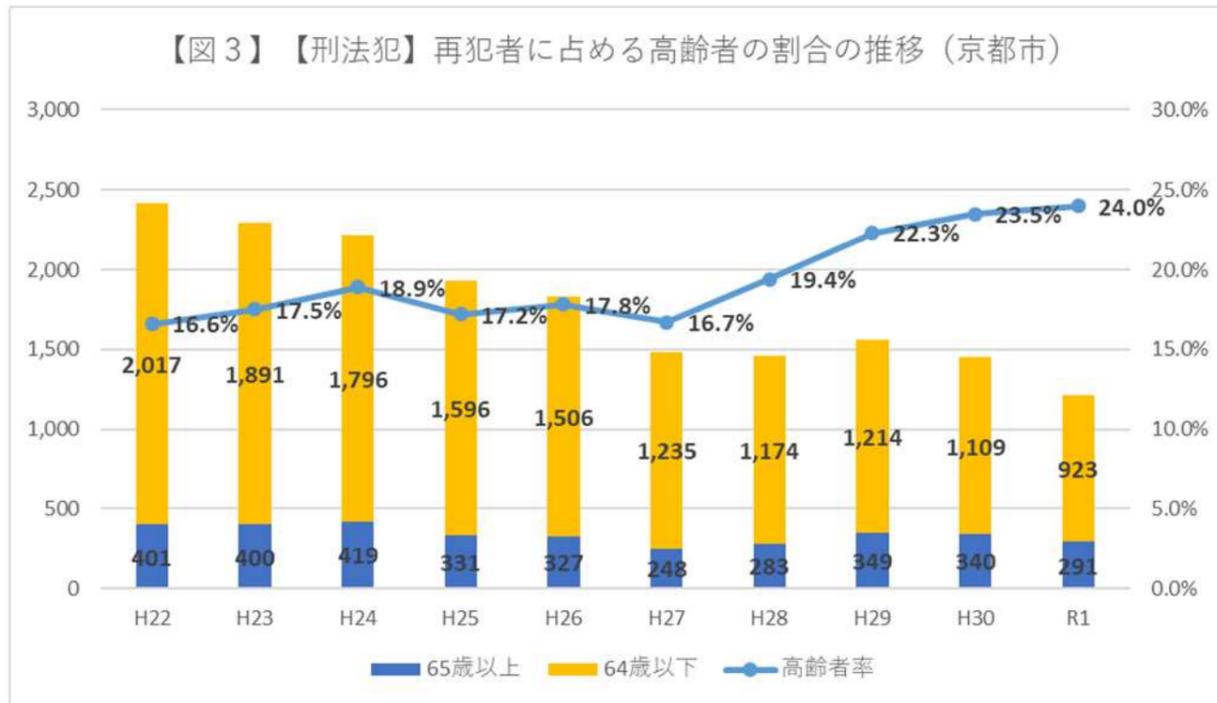
現状・課題

○ 全国的に、刑務所に入所した高齢者（65歳以上の者）が出所後2年以内に再び入所する割合は、全世代の中で最も高いほか、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち約4割の人が、出所後6か月未満という極めて短期間で再犯に至っています。また、罪名では窃盗の割合が高い状況にあります。

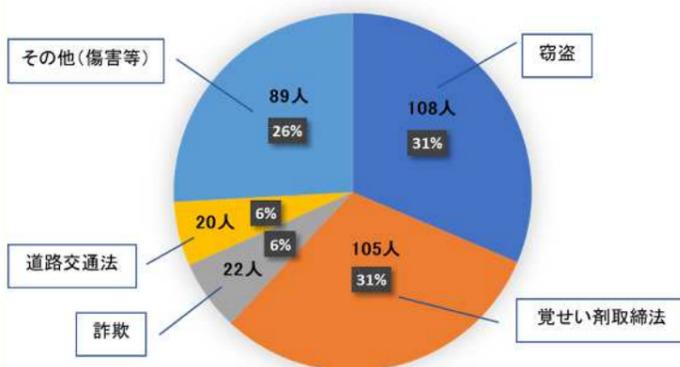
本市においても、再犯者（刑法犯検挙者）に占める高齢者の割合は、この10年間（平成22年～令和元年）で、7.4ポイント（16.6%⇒24.0%）増加しています【図3】。

○ また、全国的に新たに刑務所に入所する人の約3割が覚せい剤取締法違反であり、覚せい剤取締法違反で受刑した人が出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、出所者全体と比べて高い状況にあります。

府内においても、新受刑者のうち約3割が覚せい剤取締法違反となっています【図4】。また、本市における覚せい剤取締法違反の再犯者率は約9割と極めて高い状況にあります【図5】。



【図4】 罪名別 新受刑者の状況（京都府，平成30年）



【図5】 覚せい剤取締法違反（※検挙者数）の内訳（京都市，令和元年）



施策の方向性

○ 高齢者、薬物依存症者等の再犯防止に向けては、必要な保健医療・福祉サービスに適切につなげ、継続的に支援・治療を行うことが重要であることから、ネットワークの充実を図り、関係機関と連携した切れ目のない支援を推進します。

【国における主な取組】※詳細は資料3を参照

- 矯正施設における社会福祉士，精神保健福祉士の配置
- 刑事施設における社会復帰支援指導プログラムの実施
- 地域生活定着支援センターにおける特別調整の実施
- 指定更生保護施設における特別処遇の実施
- 刑事施設における特別改善指導（薬物依存離脱指導）の実施
- 保護観察所における薬物再乱用防止プログラムの実施
- 矯正施設・保護観察所における薬物指導體制の整備
- 薬物処遇重点実施更生保護施設における専門的処遇の実施

具体的な取組施策（※）下線部は重点推進施策

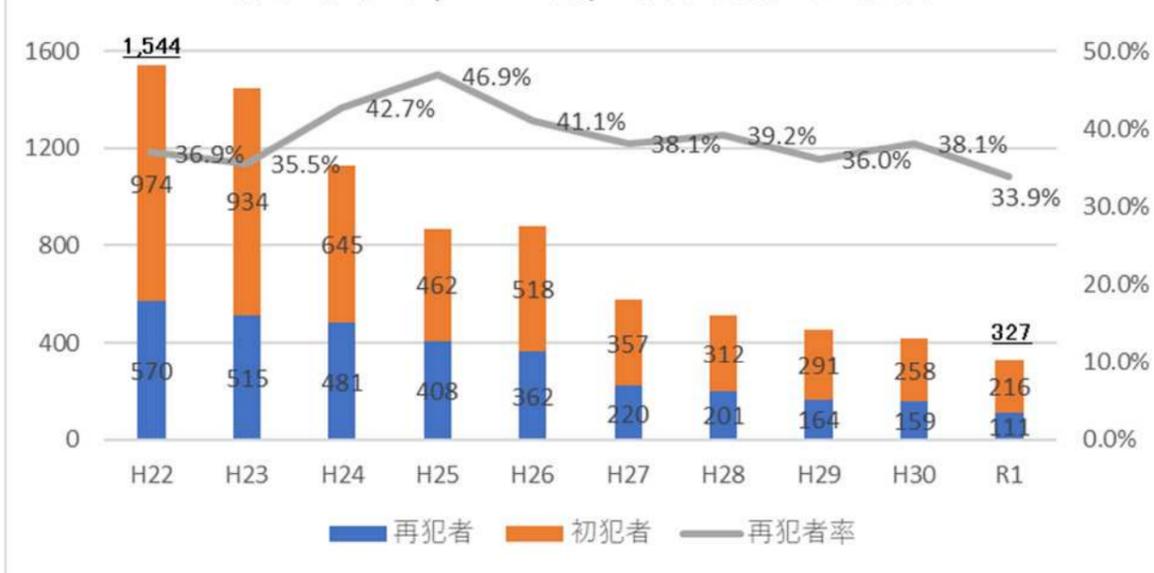
- (1) 関係機関と連携し、生活困窮者，高齢者，障害のある人等に対する保健医療・福祉サービスの提供を推進します。
 - ① 刑事司法関係機関等との連携による切れ目のない支援の推進【再掲】
 - ② ハンドブック「つなぐつながる」を活用した相談・支援機関につながりやすい環境整備【再掲】
 - ③ 京都市再犯防止推進会議による関係機関との連携強化と再犯防止の取組の着実な推進【再掲】
 - ④ 生活困窮者，高齢者，障害のある人等に対する保健医療・福祉サービスの提供
 - ⑤ 京都保護観察所が開催する関係機関連絡協議会等への参画による保健医療・福祉サービスの円滑な提供に向けた連携強化
- (2) 関係機関と連携し、薬物依存等からの回復支援を推進します。
 - ① こころの健康増進センターにおける総合的な依存症対策の推進
 - ② 依存症専門医療機関の選定等による依存症患者に対する医療の提供体制の確保
 - ③ 薬物依存症回復支援プログラム「KEEP」の実施等による依存症患者の回復支援と再発の予防
 - ④ アルコール・薬物依存症家族支援プログラムの実施等による依存症患者の家族等に対する支援
 - ⑤ 依存症者支援実務者連絡会議の開催等による依存症患者の回復支援に関する地域ネットワークの構築
 - ⑥ 医療関係者，保健福祉関係者，刑事司法関係者等に対する薬物依存症患者の回復支援に関する研修の実施
 - ⑦ 活動内容の周知への協力等による依存症患者の自助グループ等の活動に対する支援
- (3) 薬物依存に関する理解が市民に広がるよう、関係機関と連携した広報・啓発活動を実施します。
 - ① 薬物依存症は適切かつ継続的な治療・支援により回復することができる病気であることの理解促進に向けた啓発の実施
 - ② きょうと薬物乱用防止行動府民会議や京都府薬物乱用対策推進本部への参画による関係機関と連携した総合的な薬物乱用防止対策の推進

柱3 非行の未然防止, 犯罪等をした少年への継続した学びの支援

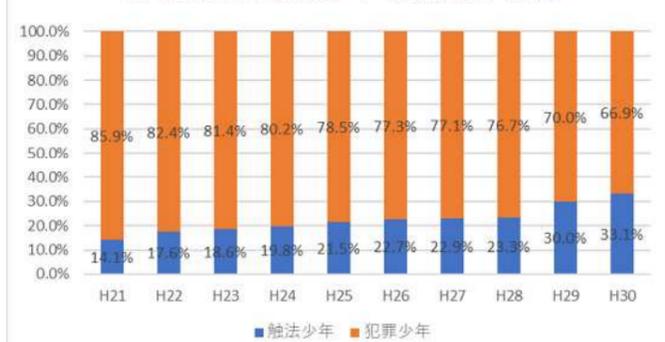
現状・課題

- 本市における少年(14歳~19歳)の検挙者数は、この10年間(平成22年~令和元年)で減少(1,544件⇒327件)していますが、再犯者率は3~4割の間で推移しています【図6】。また、府内の刑法犯少年のうち14歳未満である少年(触法少年)の割合は、この10年間(平成21年~平成30年)で19.0ポイント(14.1%⇒33.1%)増加しており、少年非行が低年齢化している状況にあります【図7】。
- 本市においては、中学校卒業後、多くの人が高等学校等に進学している状況がありますが、非行等に至る過程で、又は非行等を原因として、高等学校に進学しなかったり、高等学校を中退する人もおり、平成30年の保護観察処分・少年院仮退院少年のうち約4割の人が中学校卒業後、高等学校に進学していなかったり、高等学校を中退している状況にあります【図8】。

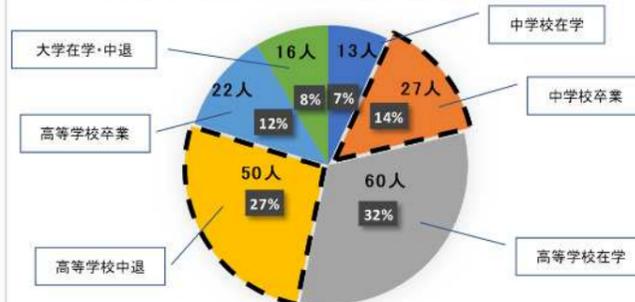
【図6】少年(14~19歳)の検挙者数(京都市)



【図7】府内の刑法犯少年(京都府HPより)



【図8】保護観察処分・少年院仮退院少年(京都市,平成30年)



区分/年	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
刑法犯少年	3,054	2,920	2,772	2,096	1,713	1,658	1,072	857	811	735
犯罪少年	2,622	2,404	2,257	1,680	1,344	1,281	826	657	568	492
触法少年	432	516	515	416	369	377	246	200	243	243

施策の方向性

- 将来性や心の柔軟性に富む少年の再犯防止に向けては、非行の未然防止、犯罪等をした少年への継続した学びの支援等が重要であることから、学校等と連携し、非行あるいは問題行動を含めた児童生徒の行動や状況、ニーズに応じた支援・指導等を推進します。

【国における主な取組】※詳細は資料3を参照

- 矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の実施
- 少年院における修学支援の実施
- 少年鑑別所における地域援助の実施
- 保護観察所におけるBBS会や保護司等と連携した学習支援の実施

具体的な取組施策(※)下線部は重点推進施策

- (1) 児童生徒の非行の未然防止等を目的とした取組を推進します。
 - ① 民間団体への支援を通じた生きづらさを抱える若年者の居場所づくりの推進
 - ② 警察官やスクールサポーター等を講師とした非行防止教室の実施による子どもの規範意識の育成
 - ③ 薬物乱用防止教育スタンダードの運用による学校における体系的な薬物防止教育の推進
 - ④ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置による児童生徒及び保護者に対する相談支援の充実
 - ⑤ 学校と関係機関等との連携強化及び生徒指導上の課題への組織的対応力の向上
 - ⑥ 児童相談所における触法行為等に対する相談の受付及び継続した指導・支援の実施
 - ⑦ 京都少年鑑別所(法務少年支援センター)が開催する地域援助推進協議会への参画等、関係機関との連携強化による児童相談所における相談支援の充実
 - ⑧ 青少年活動センターにおけるボランティア活動等の支援プログラムを活用した非行少年の立ち直り支援や若者が安心して過ごせる居場所づくりの実施
 - ⑨ 保護司が行う非行防止、犯罪予防等の活動や「社会を明るくする運動」に対する助成等による民間協力者の活動の支援
 - ⑩ 京都市少年補導委員会等と連携した青少年の非行防止や健全育成の推進
 - ⑪ 地域団体等による子ども食堂など子どもの居場所づくりの取組への支援による社会的孤立の防止
 - ⑫ 非行少年等立ち直り支援ネットワーク推進連絡会議への参加による関係機関と連携した非行少年等に対する支援の推進
- (2) 課題のある少年の継続した学びの支援を推進します。
 - ① 少年院、少年鑑別所等に入院、入所した児童生徒に対する円滑な復学・進学や再非行防止等に向けた支援の実施
 - ② 高校進学に課題を抱える中学生等に対する学習支援・生活支援の推進

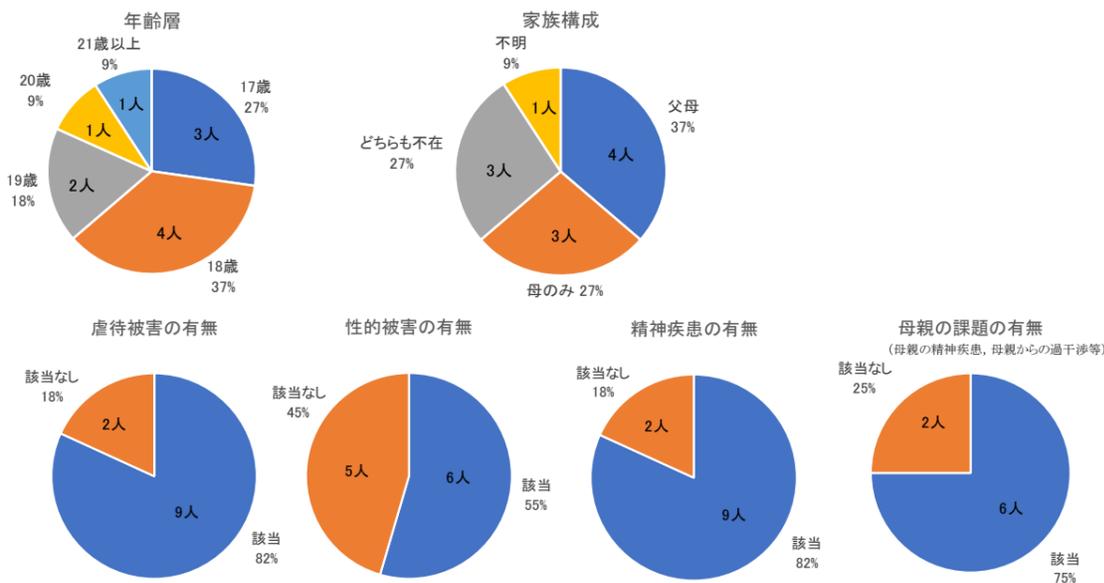
柱4 犯罪等をした人の年齢や特性に応じた効果的な支援の実施

現状・課題

- 犯罪等をした人は、その生育過程において困難な環境にあった人も多く、罪を犯すことでさらに深刻化します。また、本人の自己肯定感の低さ等から支援を望まず、必要な支援につながらないまま、犯罪や非行に至ってしまうことがあります。
- 本市のモデル事業において寄り添い支援を実施した若年女性においても、虐待や性的被害等を受けたことがある、精神疾患がある等、様々な生きづらさを抱え、このことが自己否定、ひいては犯罪等につながっている実態が明らかになりました【図9】。
また、矯正施設に入所・入院している若年女性に対する聞き取り調査では、入所・入院前に児童相談所などの相談機関を利用してこなかった事例が多いことや、矯正施設内では、住居や就労など、出所・出院後の生活について具体的に考えたり、相談をしたりする機会が限られているという意見がありました。
- 本市では、こうした課題に対応するモデル事業として、民間団体と連携して、生きづらさを抱える若年女性に対する居場所づくりや、ハンドブック「つなぐつながる」の配布等、必要な相談・支援機関につながるための施策を実施してきましたが、今後も継続した取組が求められています。

【図9】寄り添い支援（※）を行った若年女性の状況と支援結果（令和元年度、総数11名）

※ 京都市では、令和元年度に、モデル事業として、生きづらさを抱える若年女性等について、同意を得たうえで支援計画を作成し、相談や関係機関の紹介・随行等によって具体的な生活・就労等の支援につなげていく「寄り添い支援」を実施しました。



寄り添い支援の結果

寄り添い支援を行った対象者について、就労の継続、専門学校への進学、家族との関係改善、行政機関での保護などにより、課題の解消や行政の支援につなげることができました。

施策の方向性

- 本市では、地域再犯防止推進モデル事業として取り組んだ若年女性への支援を踏まえ、立ち直る機会が多い若年者の支援に重点を置いた取組を推進します。
また、これまでから取り組んできた施策に再犯防止の視点を取り入れ、犯罪等をした人が取り残されないようにします。

【国における主な取組】※詳細は資料3を参照

- 矯正施設及び保護観察所における性犯罪者等に対する専門的処遇の実施
- 刑事施設及び保護観察所における暴力団からの離脱に向けた指導等の実施
- 矯正施設及び更生保護施設における女性の抱える問題に応じた指導等の実施
- 少年院及び保護観察所における発達上の課題を有する犯罪等をした人に対する指導等の実施

具体的な取組施策（※）下線部は重点推進施策

- (1) 地域再犯防止推進モデル事業の結果も踏まえた、若年者に対する効果的な支援を実施します。
 - ① 民間団体への支援を通じた生きづらさを抱える若年者の居場所づくりの推進【再掲】
 - ② 犯罪等をした若年者に対する効果的な支援モデルの提示
- (2) 地域再犯防止推進モデル事業として作成したハンドブック「つなぐつながる」の活用により、困りごとに応じた支援につなげる取組を推進します。
 - ハンドブック「つなぐつながる」を活用した相談・支援機関につながりやすい環境整備【再掲】
- (3) 本市の各種行政計画や各種施策において、再犯防止の視点を取り入れ、犯罪等をした人が取り残されないようにします。
 - 高齢者福祉、障害者福祉など様々な本市の行政計画や施策への再犯防止の視点の導入

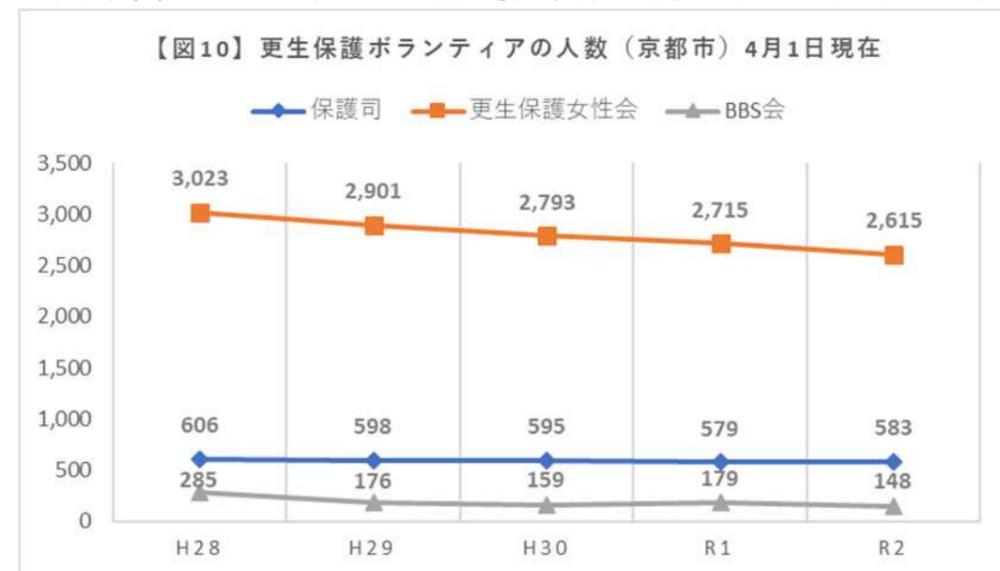
柱5 民間協力者の活動との更なる連携，広報・啓発活動の推進による地域社会への理解促進

現状・課題・施策の方向性

○ 再犯防止等に関する取組は，保護司，更生保護女性会，BBS会等の更生保護ボランティアなど，多くの民間協力者により支えられてきましたが，本市における民間協力者は減少傾向にあります【図10】。

こうした再犯防止の取組を支える民間協力者は，再犯防止等に関する施策を推進する上で欠くことのできない存在であることから，人材確保に協力する等，その活動を支援します。

○ また，再犯防止や更生支援に関する市民理解の促進は，民間協力者の増加や活動の充実につながり，同時に，更生を目指す人の人権が尊重されることは出所者等の更生意欲の向上につながります。さらに，企業や福祉関係機関等における理解の促進は，犯罪等をした人の雇用を通じて支援する協力雇用主や犯罪等をした人の入居を拒まない民間賃貸住宅の拡大，必要な福祉サービスの円滑な提供等につながります。このため，市民向け，企業向け，福祉関係者向け，本市職員向けに再犯防止・更生支援に関する啓発・研修に取り組みます。



【国における主な取組】※詳細は資料3を参照

- 法務省における民間ボランティアの活動に関する広報の充実
- 法務省における更生保護サポートセンターの設置の推進
- 更生保護施設における地域拠点機能の強化
- 法務省における民間資金調達に関する実践マニュアルの作成による民間協力者の活動基盤の強化
- 法務省における再犯防止啓発月間（7月）の展開
- 「社会を明るくする運動」による広報啓発等の実施
- 法務省の人権擁護機関における各種啓発活動の実施
- 内閣官房及び法務省による民間協力者に対する表彰

具体的な取組施策（※）下線部は重点推進施策

(1) 民間協力者との連携を強化するとともに，その活動を支援します。

- ① 京都市再犯防止推進会議による関係機関との連携強化と再犯防止の取組の着実な推進【再掲】
- ② 民間協力者が行う活動の周知や担い手の募集に関する協力等による民間協力者の活動の支援
- ③ 保護司が行う非行防止，犯罪予防等の活動や「社会を明るくする運動」に対する助成等による民間協力者の活動の支援【再掲】
- ④ 京都市少年補導委員会等と連携した青少年の非行防止や健全育成の推進【再掲】
- ⑤ 市職員に対する保護司など民間ボランティアの活動への理解と参加の促進

(2) 再犯防止の取組や刑務所出所者等の社会復帰支援の重要性について理解を促進するための広報・啓発活動を実施します。

- ① 再犯防止・更生支援に関する理解促進に向けた市民・事業者等への啓発
- ② 市民，地域や関係機関等と連携した犯罪防止に関する総合的な取組の推進
- ③ 保護司が行う非行防止，犯罪予防等の活動や「社会を明るくする運動」に対する助成等による民間協力者の活動の支援【再掲】
- ④ 民間ボランティアの顕彰による民間ボランティアの活動に対する市民理解の促進

柱6 「再犯防止×京都の文化力」の視点による取組の推進

現状・課題・施策の方向性

○ 京都は，千年を超える歴史の中で，奥深い伝統文化を継承するとともに，同時に国内外との交流を通じて多様な文化を受け入れながら，絶えず新たな文化を生み出してきたまちです。

京都市では，こうした京都の文化とあらゆる施策との融合・連携を図る「文化を基軸とした市政運営」を推進しており，再犯防止の取組においても，本市の強みである文化の視点を取り入れていきます。

○ 再犯防止の各種施策が効果をあげるためには，犯罪等をした人自身の強い更生意欲が大前提になります。犯罪等をした人自身に対する働き掛けは，国の矯正施設等において特性に応じた指導が行われていますが，帰住先となる本市としても，豊かな人間性を育む京都の文化力をいかして更生意欲等を高める取組を実施します。

具体的な取組施策（※）下線部は重点推進施策

(1) 京都の文化力を活用した矯正施設入所者の更生意欲等を高める取組を実施します。

- 京都の文化力をいかした矯正施設入所者に対する更生意欲等の喚起

(2) 地域社会で孤立させない「息の長い」支援や周囲との良好な人間関係の構築のため，京都の文化の体験を通じた居場所づくりや支援者等との繋がりづくりの取組を実施します。

- 民間団体への支援を通じた生きづらさを抱える若年者の居場所づくりの推進【再掲】